

平成28年3月

尾道市建設部契約管財課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

平成28年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。
内容を確認いただき、不明な点は契約管財課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 社会保険等未加入対策の実施
- 2 設計図書に対する質問の回答書をホームページへ掲載

問い合わせ先 建設部 契約管財課 契約係 0848-38-9282

1 社会保険等未加入対策の実施

建設業者の社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、尾道市発注工事における社会保険等未加入対策を実施します。

○取組内容

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止します。

なお、平成28年度は周知期間としますので、やむを得ず未加入建設業者と一次下請契約を締結する場合は、理由書（様式任意）を提出してください。

平成29年度以降、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結したことが判明した場合はペナルティを設けることとしますが、実施時期及び措置内容についてはあらためてお知らせします。

○実施時期

平成28年4月1日以降に契約締結する工事から実施します。

2 設計図書に対する質問の回答書をホームページへ掲載

設計図書に対する質問の回答書について、尾道市ホームページへ掲載します。入札参加者は、必ず回答書掲載の有無及び回答内容を確認してください。契約管財課での回答書閲覧は引き続き実施します。

なお、質問書の提出方法については、変更ありません。

○実施時期

平成28年4月1日以降に指名・公告する工事及び業務から適用します。

その他

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、平成27年4月1日以降に契約締結する公共工事について、下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされました。

請負金額250万円以上の工事について、成績評定を実施し、評定点を受注者に通知しています。

通知された評定点に疑義がある場合、説明を求めることができます。

詳しくは、工事成績評定通知書をご確認ください。

【お願い】

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。

入札回数は最大2回（再度入札1回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。